

柏崎市総合評価方式試行要領の運用基準

平成20年	5月	7日	制定
平成22年	12月	20日	一部改正
平成26年	5月	26日	一部改正
平成30年	4月	1日	一部改正
令和2年(2020年)	4月	1日	一部改正
令和5年(2023年)	4月	6日	一部改正
令和6年(2024年)	4月	1日	一部改正
令和8年(2026年)	4月	1日	一部改正

第1 趣旨

この基準は、柏崎市総合評価方式試行要領（以下「試行要領」という。）に定めるもののほか、柏崎市が発注する建設工事における総合評価方式の運用に関し、必要な事項を定める。

第2 工事の選定の目安

総合評価方式による工事は、試行要領第5の1の基準と併せ、それぞれ次の工事金額（設計額）の範囲を目安に選定するものとする。

1 簡易型

(1) 簡易（実績）型……………概ね10,000千円以上の工事

(2) 簡易（提案）型……………概ね30,000千円以上の工事

2 標準型又は高度技術提案型 概ね100,000千円以上の工事

第3 加算点、評価項目及び評価基準

1 加算点の上限は、簡易（実績）型は25点、簡易（提案）型は30点、標準型又は高度技術提案型は36点を標準とするものとする。

2 評価項目及び評価基準については、次の（1）、（2）及び別紙「評価項目及び評価基準の細目等」によるものとする。

(1) 簡易型を適用する工事

簡易（実績）型の場合は別表1、簡易（提案）型の場合は別表2の評価項目及び評価基準を標準とするものとする。

(2) 標準型及び高度技術提案型を適用する工事

別表 3 の評価項目及び評価基準を標準とするものとする。

- 3 前項の評価項目及び評価基準に基づいて点数化した得点（以下「評点」という。）の合計値を加算点とするものとする。ただし、低入札調査基準価格を下回る額で入札を行った者で、柏崎市発注工事における過去 1 年間に完成した工事の工事成績評定点のうち最低の工事成績評定点が 65 点未満の場合は加算点から 5 点を減じるものとする。
- 4 市長は、加算点の上限、評価項目及び評価基準について、工事の難易度や重要度等に応じて変更できるものとする。

第 4 技術資料及び技術提案の提出様式

- 1 入札参加希望者等に提出を求める技術資料及び技術提案の様式は、次によるものとする。
 - (1) 技術資料
 - ア 企業の技術力・地域性確認資料…………… 第 1 号様式
 - イ 配置予定技術者の能力確認資料…………… 第 1 号様式
 - ウ 簡易な施工計画…………… 第 2 号様式
 - (2) 技術提案
技術提案書…………… 第 3 号様式
- 2 簡易型、標準型及び高度技術提案型について、それぞれ次の様式（前項に定める様式）の提出を入札参加希望者等に求めるものとする。
 - (1) 簡易型
 - ア 簡易（実績）型…………… 第 1 号様式
 - イ 簡易（提案）型…………… 第 1 号様式及び第 2 号様式
 - (2) 標準型又は高度技術提案型…………… 第 1 号様式、第 2 号様式及び第 3 号様式

第 5 技術資料及び技術提案の評価方法

- 1 技術資料及び技術提案の評価者は、次のとおりとする。

評 価 資 料	評 価 者
企業の技術力・地域性確認資料 配置予定技術者の能力確認資料	契約検査課長
簡易な施工計画 技術提案書	所管部長、課長、課長代理 又は係長

- 2 簡易な施工計画及び技術提案書の評価については、評価者3者が入札参加希望者等名を伏せてそれぞれ個別に行い、評価者の評価の平均をもって評点を算定（小数点以下第3位四捨五入2位止）するものとする。
- 3 前項以外の評価については、評価者が各評価項目の評点を算定（小数点以下第3位四捨五入2位止）するものとする。

なお、評価の確認資料の提出の求めは、開札後に落札候補者のみ行う。

第6 落札者決定の際の評価値

- 1 標準点（100点）に加算点を加えた技術評価点を入札金額で除す除算方式により得られた値を評価値とするが、落札者決定の際には、便宜上評価値に予定価格を乗じた値（小数点以下第4位四捨五入3位止）を評価値として取り扱うものとする。

落札者決定の際の評価値＝技術評価点／入札金額×予定価格

＝（標準点＋加算点）／入札金額×予定価格

- 2 入札金額が低入札調査基準価格を下回った場合は、低入札調査基準価格で評価値を算出する。
 - (1) 入札金額≥低入札調査基準価格の場合、入札金額＝入札金額
 - (2) 入札金額<低入札調査基準価格の場合、入札金額＝低入札調査基準価格

第7 評価経過等の記録様式

評価の経過及び結果等は、次の様式及び落札候補者の評価の確認資料により明らかにしておくものとする。

- 1 総合評価方式に関する評価調書…………… 第4号様式
- 2 「技術資料評価表」…………… 第5号様式
- 3 「施工計画等評価集計表」…………… 第6号様式
- 4 「施工計画等評価表」…………… 第7号様式
- 5 「総合評価試行工事概要書」…………… 第8号様式
- 6 「履行確認票」…………… 第9号様式

第8 技術提案等に係る設計変更

簡易（提案）型における簡易な施工計画、標準型における技術提案の記載内容に基づく設計変更は、原則として行わないものとする。

第9 技術資料及び技術提案等の履行確認

監督員は、次に掲げる事項について、受注者の技術資料及び技術提案を確認し、「履

行確認票」(第9号様式)に記録しなければならない。

- 1 配置予定技術者
- 2 地域調達
- 3 簡易な施工計画
- 4 技術提案

第10 評価項目の履行確認方法

- 1 配置予定技術者は、監督員が工事着手届、施工計画書、施工体制台帳、資格を証明する書類の写し、同種工事に係る契約書等の写し、及び現場監督業務のなかで確認を行うものとする。

なお、真にやむを得ない場合等により、配置予定技術者を変更した場合は、当該工事の技術資料の提出期限時点における変更後の技術者の能力で確認を行うものとする。

- 2 地域調達の履行確認は、監督員が施工計画書、工事外注計画書、施工体制台帳及び下請企業との契約書、注文書、請書及び現場監督業務のなかで行うものとする。
- 3 簡易な施工計画及び技術提案の内容の履行確認は、監督員が施工計画書及び現場監督業務のなかで行うものとする。
- 4 前項の確認において、不履行を確認した場合は、速やかに当該工事の評価者及び担当係長又は課長代理に報告を行うものとする。

第11 技術提案等の担保(ペナルティー)の算定

配置予定技術者、地域調達、簡易な施工計画及び技術提案について、提出された技術資料及び技術提案の内容が履行できない場合の措置は、それぞれ次により算定し行うものとする。

- 1 配置予定技術者

配置予定技術者が配置できなかった場合の措置は、請負工事成績評定実施要領の考査項目「総合評価履行確認」にて8点の工事成績評定点の減点を行う。ただし、真にやむを得ない場合等により、配置予定技術者の評価と同等以上の技術者を配置した場合は、減点を行わない。

- 2 地域調達

地域調達が、受注者の責により履行できなかった場合の措置は、請負工事成績評定実施要領の考査項目「総合評価履行確認」にて8点の工事成績評定点の減点を行う。

3 簡易な施工計画

簡易（提案）型にあつては、簡易な施工計画に記載された内容が、受注者の責により履行できなかった場合は、これに係る評点を0点として加算点の再計算を行い、落札時の加算点との差に応じた工事成績評定点の減点を請負工事成績評定実施要領の考査項目「総合評価履行確認」にて行う。

減点値＝ 8点×（ $\alpha - \beta$ ）／ α （小数点以下第1位四捨五入整数止）

α ：簡易な施工計画の当初の技術評価点（点）

β ：簡易な施工計画の達成度合いに応じて再計算した技術評価点（点）

※8点：請負工事成績評定実施要領の考査項目「法令遵守等」の文書注意相当

4 技術提案

標準型又は高度技術提案型にあつては、技術提案が受注者の責により履行できなかった場合で、再度の施工が困難あるいは合理的ではない場合は、工事成績評定点を減ずる措置を請負工事成績評定実施要領の考査項目「総合評価履行確認」にて行い、併せて違約金の請求を行うものとする。この場合、損害賠償の請求を妨げないものとする。

(1) 工事成績評定点の減点

技術提案の達成度合いに応じた加算点の再計算を行い、提案項目の不履行として、落札時の加算点との差に応じた工事成績評定点の減点を請負工事成績評定実施要領の考査項目「総合評価履行確認」にて行う。

減点値＝ 8 ×（ $\alpha - \beta$ ）／ α （小数点以下第1位四捨五入整数止）

α ：技術提案の当初の技術評価点（点）

β ：技術提案の達成度合いに応じて再計算した技術評価点（点）

※8点：請負工事成績評定実施要領の考査項目「法令遵守等」の文書注意相当

(2) 違約金の請求

技術提案の達成度合いに応じた加算点の再計算を行い、提案項目の不履行として、落札時の評価値との差に応じた金額を違約金として請求するものとする。

$C' = \{1 - (100 + \beta) / (100 + \alpha)\} \times C$ （小数点以下切捨て整数止）

C：当初の契約金額（円）

C'：達成度合いに応じた違約金（円）

α ：技術提案の当初の技術評価点（点）

β ：技術提案の達成度合いに応じて再計算した技術評価点（点）

第 1 2 非落札理由の説明に関する様式

試行要領第 1 9 に規定する説明を求める場合は「非落札理由請求書」（第 1 0 号様式）を提出するものとし、その回答については「非落札理由回答書」（第 1 1 号様式）により行うものとする。

別紙 評価項目及び評価基準の細目等

1 評価項目及び評価基準の細目

- (1) 「同種工事の実績」の同種・類似工事の範囲については、工事内容等から「〇〇工・〇〇m以上・〇〇工法であること」等と定めるものとする。
- (2) 「同種工事の実績」の同種工事の実績の対象工事は、技術資料等の提出期限日までに完了した工事とする。
- (3) 共同企業体の工事成績は評価項目の「工事成績」の対象としない。
- (4) 「工事成績」の平均点は、「小数点以下第3位切り捨て2位止」として評点を判定する。また、平均点が70点以上80点未満の場合の評点は、別表1の算定式により求め、「小数点以下第3位四捨五入2位止」とする。
- (5) 「配置予定技術者の能力」に係る評点は、配置予定技術者を2人まで記入できる。配置予定技術者が複数の場合、最も低い評価(これに係る評点の和が最低)となる者とする。
- (6) 「技術者の能力」については、保有資格要件が入札参加条件と一致する場合は、評価項目(評価対象)としないことができるものとする。また、工事の種類や内容等に応じて、保有資格要件は別に定めることができるものとする。
- (7) 配置予定技術者の実績における従事役職の範囲については、「主任技術者、監理技術者、現場代理人、又は、工事实績情報システム(CORINS)に登録されている担当技術者」とする。
- (8) 「災害時における活動実績等」については、技術資料等の提出期限までに完了した柏崎市内における活動とする。

ア 土木工事の場合

(ア) 評価の対象とするもの

a 緊急性を要し指示書等に対応した活動

暴風、洪水、高潮、地震その他の異常な天然現象に因り生ずる災害時(公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法による災害の成立は問わない。)の公共土木施設の応急工事、点検、パトロールなど、緊急的に対応したもの

(イ) 評価の対象外となるもの

a 自主的な災害貢献活動

b 通常の契約等を行った災害復旧工事(応急工事を除く)

イ 建築・管・電気工事の場合

(ア) 評価の対象とするもの

- a 緊急性を要し指示書等に対応した活動
- b 災害発生直後の点検、被害状況調査（公共建築物又は電力・水道・ガスの点検、被害状況調査）
- c 災害発生直後の応急工事（公共建築物の応急復旧工事、応急仮設住宅の建設、電力・水道・ガスの応急復旧工事）

(イ) 評価の対象外となるもの

- a 自主的な災害貢献活動
- b 災害採択後の災害復旧工事（応急工事を除く）

(9) 「災害時における活動実績等」の災害協定とは、柏崎市内において技術資料提出期限現在有効な協定とする。（1社が単独で締結している災害協定を含む。）

(10) 「維持管理実績」は、技術資料等の提出期限までに完了したものとし、柏崎市内における以下のものをいう。

ア 土木工事の場合

(ア) 評価の対象とするもの

- a 通常の道路除雪作業
- b 単価契約等による日常的な維持管理活動（道路や河川等の修繕（補修）、除草等、点検、休日パトロール等）
- c 指示書等による緊急的な維持管理活動（道路や河川等の修繕（補修）等）

(イ) 評価の対象外となるもの

通常の契約等を行った維持補修（修繕）工事

イ 建築・管・電気工事の場合

(ア) 評価の対象とするもの

- a 緊急時における修繕（補修）実績（漏水や設備故障等の緊急時における修繕（補修）で、指示書等（施設管理者の証明書を含む。）で対応した活動）
- b 維持修繕（補修）実績（維持管理のために行う修繕（補修）等の活動）

(イ) 評価の対象外となるもの

通常の契約等を行った維持補修（修繕）工事

(11) 「消防団協力事業所」とは、柏崎市消防団協力事業所表示制度実施要綱（平成20年6月20日消防本部告示第1号）の規定により、柏崎市長が消防団活動に協力す

る事業所として認定された事業所とする。

- (12) 「ボランティア活動」とは、「災害ボランティア」、「地域ボランティア」に過去2ヵ年度に会社として10名以上または正規社員の半数（最低3名）以上のボランティア参加実績とする（第12号様式）。

ア 災害ボランティア（柏崎市外の活動を含む）

災害により被災した地域の被災者や被災地に対する支援活動とする。

イ 地域ボランティア

（ア） 柏崎市内の公共・公益施設等における活動や市民・地域住民に対して行う活動、あるいは社会福祉施設等への活動の場において行う活動

（イ） ボランティア活動は客観的に認められるもの（市町村・協会・協議会の証明、新聞記事、社内報掲載記事、自治会長等の証明等のあるもの）とする。

（ウ） 会社の協賛・寄付行為や社員個人の活動は評価の対象としない。

（エ） 工事契約により工事成績評定で評価される工事現場周辺のゴミ拾いや美化活動等の活動は評価の対象としない。

- (13) 「ワーク・ライフ・バランスの推進」は、ニールフル認定を加点対象とする。

- (14) 「地域調達」については、請負金額に対して柏崎市内に本社（本店）が所在する企業が施工する工事費総額の割合により評価を行う。

ア 「割合（％）」＝「工事費総額（自社施工及び一次下請施工の和）」÷「請負金額」

イ 工事費総額は、市内に本社（本店）が所在する企業（自社施工及び一次下請施工）の工事費の合計とする。

「自社施工の工事費」＝「請負金額」－「下請総額」

- (15) 「簡易な施工計画」は、現場及び工事特性から特に確認すべき項目を次の9項目から2項目を発注者が指定するものとする。ただし、工事規模や内容に応じて1項目とすることができる。

公告等には、評価項目の設定意図が分かるように記載する。

例）道路交通管理、周辺住宅に配慮した環境対策、出水期の安全管理など

①品質・出来形管理、②安全管理、③施工方法、④資材管理、⑤緊急時の体制及び対応、⑥交通管理、⑦環境対策、⑧現場作業環境の整備、⑨再生資源の利用促進

(16) 試行要領で規定する「簡易な施工計画」の不適正とは、次のいずれかが認められた場合のことをいう。

ア 配慮すべき項目とかけ離れている内容である。

イ 記載のない項目がある。

ウ 白紙である。

エ その他明らかに適正でない。

(17) 「技術提案」における施工上の課題は、工事内容等から個別工事ごとに設定するものとする。

(18) 試行要領で規定する「技術提案」の不適正とは、次のいずれかが認められた場合のことをいう。

ア 技術提案が標準案より劣る。

イ 課題とかけ離れている内容である。

ウ 白紙である。

エ その他明らかに適正でない。

(19) 「簡易な施工計画」、「技術提案」に対する設計変更は原則行わない。

(20) オーバースペックの提案について

総合評価方式においては、過度なコスト負担によるダンピングが下請業者へしわ寄せとなることが懸念されることなどから、オーバースペックの提案については、評価の対象としない。以下に示す目安で判断する。

オーバースペックと判断される場合がある内容

ア 要求水準に対し過剰な品質・性能・効果を実現するため、高価な材料・施工方法等の使用により、過度なコスト負担を要する提案

イ 設計図書等に明記された仕様・規格を変更する提案

ウ 設計図書に反映して実施すべき追加調査など、通常設計変更で対応している提案

エ 業者の任意性によるところ（工法、使用機種、仮設等）について、過度なコスト負担を要する提案

※現場条件、工事特性により、上記提案が必ずしもオーバースペックと判断されるわけではない。（個別提案毎の判断となる。）

(21) 共同企業体の評価基準の細目は以下の通りとする。なお、各評価項目における共同企業体の取扱いについて、「出資比率が〇〇%以上の場合のものとする、代表

構成員のものとする」等と定める。

ア 企業の技術力

(ア) 同種工事の実績

構成員のいずれかの実績を対象とする。(過去の共同企業体の構成員としての実績は出資比率が〇〇%以上のものとする。)

(イ) 優良工事表彰等

構成員のいずれかの受賞を対象とする。

(ウ) ISO認証取得

構成員のいずれかの認証取得を対象とする。

イ 配置予定技術者の能力

(ア) 技術者の能力

代表構成員の配置予定技術者を対象とする。

(イ) 同種工事の実績

代表構成員の配置予定技術者を対象とする。

ウ 地域貢献度

(ア) 災害時における活動実績等

構成員のいずれかの実績を対象とする。

(イ) 維持管理実績

構成員のいずれかの実績を対象とする。

(ウ) 消防団への加入状況

構成員のいずれかの実績を対象とする。

(エ) ボランティア活動

構成員のいずれかの実績を対象とする。

(オ) ワーク・ライフ・バランスの推進

構成員のいずれかの実績を対象とする。

エ 地域精通度

実働拠点

構成員のいずれかの本店を評価の対象とする。

2 その他、工事の難易度や重要度等に応じて、評価項目及び評価基準を変更できるものとする。

3 評価項目及び評価基準は、入札公告又は指名通知書等へ明示する。